

医療費の負担割合と軽減制度

★病院などで支払う医療費の一部負担割合は1割または3割

医療費の負担割合

一部負担金の割合は、毎年8月1日を基準日として、前年中の所得と収入により判定します。

一部負担金の割合が変更になる方には、7月中旬以降に新しい保険証を送ります。

※一部負担金の割合が変わらない方は、現在お持ちの保険証（青竹色）がそのまま使えます。

●1割負担の方：同じ世帯にいる被保険者全員が市民税課税所得145万円未満の場合

●3割負担の方：同じ世帯の被保険者の中に市民税課税所得145万円以上の方がいる場合

一部負担金の軽減制度

(1) 所得区分による負担軽減
～更新は8月1日～

① 限度額適用・標準負担額減額認定証

自己負担1割の方：世帯全員が市民税非課税の場合に交付されます（申請が必要）。これを提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額と入院時の食費が軽減されます。該当すると思われる方には7月中旬以降に申請書を送付します。

② 限度額適用認定証

自己負担3割の方：世帯の後期高齢者医療被保険者全員の市民税課税所得が690万円未満の場合に交付されます（申請が必要）。これを提示すると、保険適用の医療費の窓口負担額が軽減されます。該当する方は7月中旬以降に申請書を送付します。

保険料について

★保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に、後期高齢者医療保険に加入している方（被保険者）へ、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。

★確認してください

税金が未申告の方は、均等割額のみを通知し、平成30年中の所得額がわかり次第、変更通知書を送付します。

★保険料の軽減がありません

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

■年間保険料額の算出方法

均等割額 被保険者1人あたり 43,300円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額(※)×8.80%
年間保険料額 100円未満切捨て (上限額 62万円)		

※賦課のもととなる所得金額とは…前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除対象外）



介護保険

問合せ

介護保険の制度・保険料について：高齢福祉介護課介護保険係 ⑩144
要介護認定について：高齢福祉介護課介護認定係 ⑩146 / 納付・口座振替について：納税課納税担当 ⑩179・190

介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付

65歳以上の方（第1号被保険者）に対し、7月上旬に令和元年度の保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。

今年度は、低所得者の保険料軽減が強化されたため、所得段階の第1段階から第3段階について保険料が変更となります。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように13段階に区分されます。詳しくは、決定通知書または市公式サイトで確認してください。

【特別徴収】年金からの引き落とし
原則、年金支給月に合わせ、4月以降6回に分けて引き落

とします。4月～8月の保険料は、暫定的に2月と同額になります。

対象 年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）が年額18万円以上の方
【普通徴収】納付書や口座振替での納付

対象 年金が年額18万円未満の方、特別徴収の対象となる年金を受給していない方
納付義務者 被保険者本人に加えて、世帯主または配偶者にも連帯して納付の義務があります。

※特別徴収の条件を満たしていても、年度の途中で65歳になったり、転入するなど状況が変わった場合などは、普通徴収となる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

※保険料を納めない、滞納処分の対象となる場合があります。また、未納期間に応じて介護サービスの利用が制限されます。

◆40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によつて金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

介護保険負担割合証を送付

要支援・要介護認定を受けた方全員に
7月中旬に、介護保険サービスの利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。8月1日以降に介護サービスを利用するときは、新しい負担割合証を提示してください。

介護保険負担限度額認定の申請

介護保険施設などの居住費（滞在費）・食費は原則自己負

担です。しかし、所得の低い方で「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から支払われます。

認定の有効期間は毎年8月1日（または申請日の属する月の初日か転入日）から翌年の7月末までです。

7月末までの「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、6月に更新手続きの案内を送付していますので、確認してください。

対象 次の①②両方を満たす方
①世帯全員が市民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税であること
②本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下（配偶者がいない場合は1000万円以下）であること

※本人および配偶者のマイナンバー確認資料の提示が必要です。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参してください。

円以下）であること
※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。
※負担限度額認定を受けるには申請が必要です。
必要書類

(1) 介護保険負担限度額認定申請書
(2) 同意書
(3) 配偶者が市外在住の場合、平成31年1月1日現在の住民税非課税証明書

(4) 預貯金などの資産がわかるものの写し（通帳、有価証券、投資信託の残高のコピーなど）
※配偶者についても必要です。

※本人および配偶者のマイナンバー確認資料の提示が必要です。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参してください。